

# 生活保護制度において 国は責任を全うすべきである！

【憲法第 25 条】 ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【生活保護法第 1 条】 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

平成 17 年

全国市長会